

緊急通報

県交対協第27号
平成29年11月22日

関係市町長
様
関係機関・団体の長

佐賀県交通対策協議会
会長 山口 祥義

交通死亡事故多発警報の発令について（通知）

交通死亡事故多発警報発令実施要綱に基づき、下記のとおり県内全域に交通死亡事故多発警報を発令したので通知します。

市町及び各機関・団体におかれましては、相互に連携して交通事故防止対策の積極的かつ強力な推進に努められるよう要望します。

記

- 1 発令年月日
平成29年11月22日（水）
- 2 警報の種別
その他
- 3 対象地域
県内全域
- 4 発令の期間
平成29年11月22日（水）から12月1日（金）までの10日間
- 5 発令の理由
本年11月21日に、伊万里市、基山町、吉野ヶ里町内（高速道路上）において3件の交通死亡事故が連続発生した。
1日に3件の交通死亡事故が連続発生するのは、本年5月以降2回目である。
本年は、4月及び5月に多発傾向に転じたため、警報を発令し、様々な交通死亡事故抑止対策を講じてきたところである。
その結果、対前年同期比では減少を維持していたものの、10月中に4件（4人）、11月中は現時点で5件（5人）と、再度多発傾向に転じ、本日現在において前年同期比で3件（2人）の増加となっている。
人身交通事故が減少している中、交通死亡事故が多発しているこの危機的状況に歯止めをかけるとともに、例年、12月から年末にかけては、交通事故が多発する傾向にあることから、緊急に交通安全対策を講じる必要があるため。
（平成28年は、10月中2件2人、11月中1件1人）

- 6 交通死亡事故の発生状況
別表1のとおり
- 7 警報発令後の対策
別表2のとおり

担当：佐賀県くらしの安全安心課 (交通・地域安全担当) 平川・綿谷 電話：0952-25-7060
--

別表 1

交通死亡事故の発生状況

番号	発生日	場 所	事故の概要
1	10月5日 (木) 16時24分ころ	鳥栖市 原古賀町 市街地 (県道)	①大型貨物自動車(単独)
			大型貨物自動車が進直中、高所作業車のアーム部に衝突。高所作業中の作業員が道路に落下し死亡。
2	10月14日 (土) 6時24分ころ	伊万里市 大川内町 非市街地 (県道)	①軽四輪乗用自動車×②普通乗用自動車
			軽四輪乗用自動車が進直中、対向の普通乗用自動車に衝突。軽四輪乗用自動車の運転者が死亡。
3	10月14日 (土) 19時10分ころ	唐津市 中瀬通 非市街地 (臨港道路)	①軽四輪乗用自動車×②普通乗用自動車
			軽四輪乗用自動車と普通乗用自動車が出合頭に衝突。軽四輪乗用自動車の運転者が死亡。
4	10月24日 (火) 14時12分ころ	佐賀市 西与賀町 非市街地 (市道)	①軽四輪貨物自動車(単独)
			軽四輪貨物自動車が進直中、電柱に衝突。運転者が死亡。
5	11月2日 (木) 14時10分ころ	唐津市 相知町 非市街地 (市道)	①普通乗用自動車×②歩行者
			普通乗用自動車が進直中、路上作業中の歩行者(作業員)に衝突。歩行者(作業員)が死亡。
6	11月11日 (土) 16時58分ころ	杵島郡 白石町 非市街地 (町道)	①軽四輪乗用自動車×②普通貨物自動車
			軽四輪乗用自動車と普通乗用自動車が出合頭に衝突。軽四輪乗用自動車の同乗者が死亡。
7	11月21日 (火) 6時04分ころ	伊万里市 二里町 非市街地 (国道)	①軽四輪乗用自動車×②原付
			軽四輪乗用自動車が進直中、原付に追突。原付の運転者が死亡。

8	11月21日 (火) 9時00分ころ	神埼郡 吉野ヶ里町 非市街地 (高速)	①中型貨物自動車×②準中型貨物自動車
			中型貨物自動車が準中型貨物自動車に追突。中型貨物自動車の同乗者が高速道路から直下の町道に転落し死亡。
9	11月21日 (火) 15時44分ころ	三養基郡 基山町 非市街地 (県道)	①大型自動二輪車×②普通乗用自動車
			大型自動二輪車が本線流入時、本線進行中の普通乗用自動車に接触後、中央分離帯に衝突。大型自動二輪車の運転者が死亡。

別表 2

交通死亡事故多発警報発令時における推進事項

推進機関・団体	推進事項	推 進 要 領
各推進機関 ・団体共通	通 知	○ 下部組織（支部、出張所）に対し、速やかに警報発令を通知するとともに、交通事故防止対策の強化について指導する。
	広 報	○ 庁舎等の所定の場所に、「警報発令中」の横断幕、懸垂幕、立て看板等を掲出する。 ○ 各種会議、会合、講習会等において、警報発令を広報し、交通事故防止を呼びかける。
	下部組織 事業所等	事故防止策 ○ 庁（社）内放送や朝礼・点呼時等を活用して、職員に対し警報発令を周知徹底させるとともに、事業所等における交通事故防止対策の強化を図る。
	広 報	○ 店頭、事務室等に「警報発令中」の立て看板、貼り紙等を掲出し、来客等への周知を図る。
県	通 知	○ 各推進機関・団体に警報発令を通知し、交通事故防止対策の強化を要請する。 ○ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、警報発令について発表するとともに、広報を依頼する。
	広 報	○ 広報車で県内一円を巡回し、警報発令と交通事故防止について県民に広報する。 ○ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、警報発令と交通事故防止について県民に広報する。
市 町	通 知	○ 市町交通対策協議会の各推進機関・団体に警報発令を通知し、交通事故防止対策の強化を要請する。
	広 報	○ 防災無線、有線放送、ケーブルテレビ等を活用し、警報発令と交通事故防止について住民に広報する。 ○ 広報車により管内全域を巡回し、警報発令と交通事故防止について住民に広報する。
	事故防止 対 策	○ 学校、PTA、交通指導員等と連携して、児童・生徒、高齢者等に対する街頭指導・保護活動を強化する。 ○ その他市町交通対策協議会で決定した交通安全対策を速やかに実施する。

推進機関・団体	推進事項	推 進 要 領
警 察	広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、積極的に資料を提供し、警報発令と交通事故防止について広報を依頼する。 ○ 広報車により、警報発令と交通事故防止について広報する。 ○ 日常業務を通じて、警報発令の周知徹底を図る。
	交通指導 取締り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故の多発路線及び多発時間帯における交通指導取締り活動を強化する。 ○ 交通事故に直結する迷惑性、危険性の高い交通違反の取締りを強化する。
道路管理者 (国・公団・ 県・市町)	広 報	○ 道路情報板等により、警報発令と交通事故防止を広報する。
	道路点検	○ 管理に係る道路の危険箇所、交通安全施設等の点検、整備を実施する。
教育委員会	通 知	○ 全ての小・中・高等学校に対し、速やかに警報発令を通知するとともに、児童・生徒に対する交通事故防止対策の強化について指導する。
学 校	交通安全 教 育	○ 全生徒に対し、警報発令を周知させるとともに、安全な歩行、自転車の乗り方等についての交通安全教育を実施する。
	街頭指導	○ 市町、PTA、交通指導員等と連携して、登校日等における街頭指導を強化する。
交 通 安 全 協 会	広 報	○ 広報車により管内全域を巡回し、警報発令と交通事故防止について広報する。
	支 援	○ 市町、警察等が行う交通事故防止対策に協力・支援する。
その他の推 進機関・団体	事故防止 対 策	○ 各推進機関・団体共通の推進事項について速やかに実施し、警報発令の周知徹底と交通事故防止対策の強化を図る。

別表 3

過去の交通死亡事故多発警報発令状況

発令年月日		警報の種別	件数及びブロック名		解除年月日
H17	発令無し		件 人		
H18	6.26	ブロック	白石地区	3件 3人	7.6
	8.8	全県	7件 7人		8.18
	10.6	ブロック	佐賀地区	3件 4人	10.16
H19	4.25	ブロック	伊万里地区	3件 3人	5.5
H20	発令無し		件 人		
H21	発令無し		件 人		
H22	10.18	ブロック	唐津地区	3件 3人	10.28
H23	6.13	ブロック	佐賀地区	3件 3人	6.23
	10.9	ブロック	武雄地区	3件 3人	10.19
H24	8.30	ブロック	鹿島地区	3件 3人	9.8
H25	3.8	ブロック	唐津地区	3件 3人	3.15
	(3.15)	(延長)		(4件 4人)	3.24
H26	発令無し		件 人		
H27	12.7	その他	10月～4件、11月～3件 12月～2件		12.16
	(12.17)	(延長)			12.31
H28	発令無し		件 人		
H29	5.18	その他	4月～5件、5月～4件		5.27

